

平15.1.1以後開始連結事業年度における中小
連結法人の試験研究費の額等に係る法人税額
の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法 人 名				
前期繰越分に係る税額控除の判定基準となる試験研究費の額の計算								
当該連結事業年度の判定基準試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(五)付表一「25」の合計)					10			円
前 連 結 事 業 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	連 結 親 法 人 事 業 年 度 の 月 数 が 異 な る 場 合	判定基準試験研究費の額の合計額 (前期の(10))			11			
		$\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$			12			—
		改定判定基準試験研究費の額の合計額 (11)×(12)			13			円
連 結 親 法 人 の 年 度 の 判 定 基 準 試 験 研 究 費 の 額	前 度 が な い 場 合	判定基準試験研究費の額の合計額 〔各中小連結法人の前事業年度又は 他の前連結事業年度の月数調 整後の試験研究費の額の合計〕			14			
		上 記 以 外	判定基準試験研究費の額の合計額 (前期の(10))			15		
翌 期 繰 越 中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	16	当 期 控 除 額	17	翌 期 繰 越 額 (16)－(17)	18	
		平 平	円	円				
	平 平	円						円
	計	(8)						
	当 期 分	(2)	(5)					
合 計								

別表六の二(五) 平十五・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

平成14年12月31日以前開始連結事業年度分については、平成15年改正前の法人税法施行規則別表六の二(三)(旧別表六の二(三))を御使用ください。

中 小 連 結 法 人 の 試 験 研 究 費 の 税 額 控 除	試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(五)付表一「1」の合計)	1		円
	中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 額 $(1) \times \frac{15}{100}$	2		
	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	3		
	当 期 税 額 基 準 額 $(3) \times \frac{20}{100}$	4		
	当 期 分 の 特 別 控 除 額 (2)と(4)のうち少ない金額)	5		
前 期 繰 越 分	差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (4)－(5)	6		
	繰 越 中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (16の計)	7		
	同 上 の う ち 当 期 控 除 額 (6)と(7)のうち少ない金額 (10)≤(13、14又は15)の場合は0)	8		
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (5)+(8)	9		

別表六の二(五)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項又は第8項（中小連結法人の試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「 $\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$ ¹²」の記載に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。